

自然災害時及び警報等発表時対応について

川之石高等学校
令和 8 年 5 月 29 日 改定

1 自宅にいる場合（登校前）

- (1) 八幡浜市または居住している地域に、**暴風特別警報、暴風雪特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大津波警報、津波警報、津波注意報又は警戒レベル 4 以上の防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）**が発表されている時は、登校せず自宅待機とする。
- (2) 正午（12時）までに、上記の特別警報、警報、注意報、防災気象情報が解除された場合は、危険や無理を避けて安全確保の上登校する。
- (3) 正午（12時）までに、上記の特別警報、警報、注意報、防災気象情報が解除されない場合は、継続して自宅待機とし、自宅学習とする。
- (4) 上記以外の「警報」（例：大雪警報や波浪警報など）及び「注意報」の場合は、安全に十分配慮して登校する。
- (5) 八幡浜市または居住している地域に、**避難指示（警戒レベル 4 以上）**が発表されるなど、通常の登校ができない状況の場合は、安全確保を最優先させ、自宅待機や避難などの適切な行動をとる。（やむを得ない状況と判断される場合は、公欠扱いとする。）
- (6) バス等の公共交通機関によって通学している生徒は、その交通機関が運行していない場合は、原則公欠扱いとなる。交通機関の運行開始まで自宅待機とし、運行開始後、登校する。
- (7) 自転車や徒歩で通学している生徒は、雨風とも強く、通学が危険であると判断した場合は、自宅待機とする。（やむを得ない状況と判断される場合は、公欠扱いとする。）
- (8) 代替の交通手段（保護者の運転する自動車等）で学校に来ることのできる生徒は、下校時の気象状況や下校方法についても十分考慮した上で、登校可能と判断した場合は登校する。

2 学校にいる場合（登校後）

- (1) 八幡浜市または居住している地域に、1 (1)の特別警報、警報、注意報、防災気象情報が発表された場合及び地震・大雨等、自然災害により大災害が発生する可能性がある場合は、状況を判断し、学校長が指示を出す。
- (2) 保護者の運転する自動車等以外で生徒が帰宅した場合は、学校から帰宅の確認をする。

<留意事項>

※学校の電話は、緊急連絡用に確保する必要があるため、電話での問合せは御遠慮ください。

※休業日の部活動や補習・模擬試験についても開校日と同様の対応とします。

※マチコミメール、Classi 等で、可能な限り緊急連絡としてお知らせする予定です。